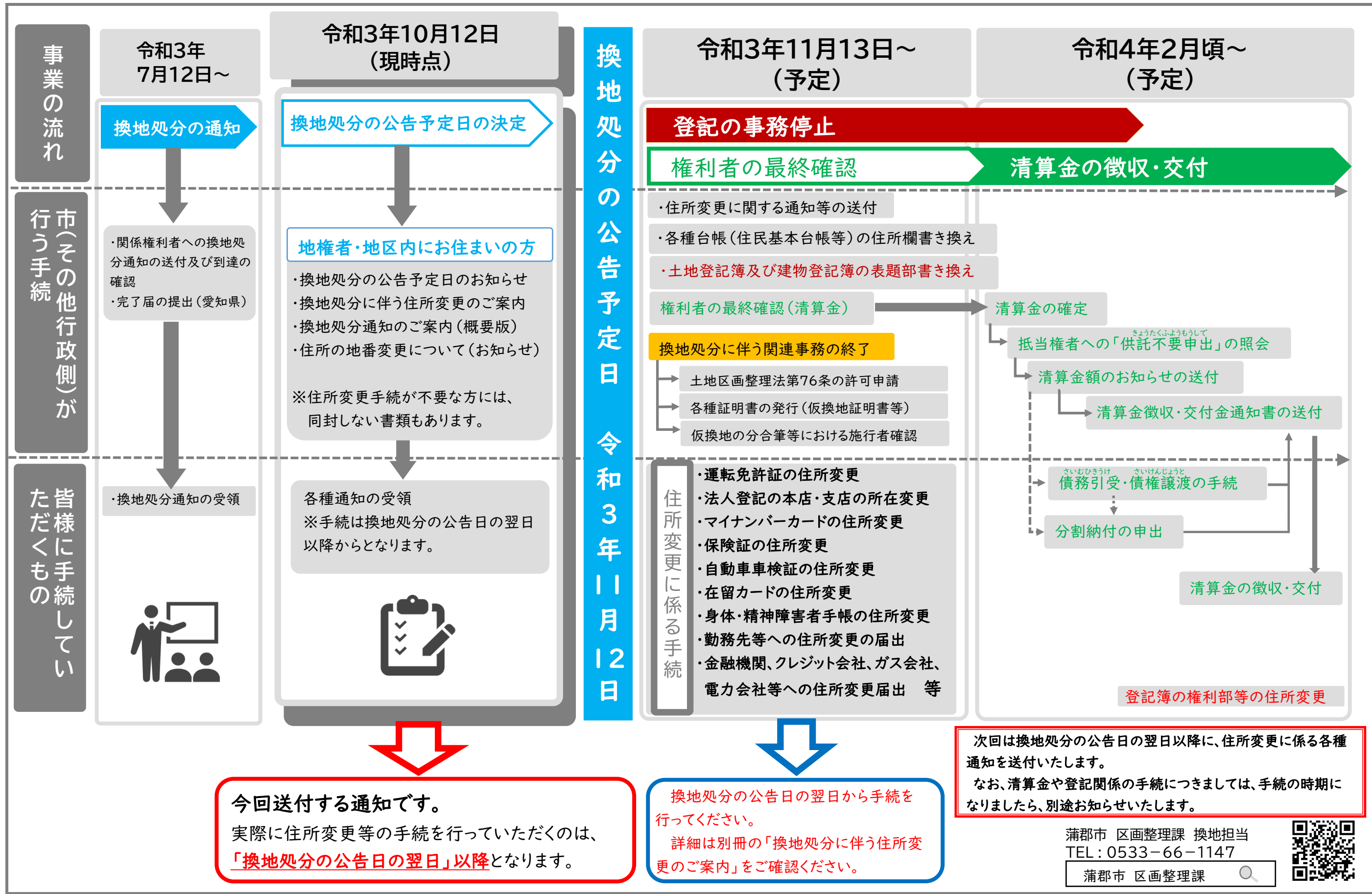


※日程についてはあくまでも目安です。

今後の手続等の進捗状況によってずれ込む場合があります。



今回送付する通知です。
実際に住所変更等の手続を行っていただくのは、**「換地処分の公告日の翌日」以降**となります。

換地処分の公告日の翌日から手続を行ってください。
詳細は別冊の「換地処分に伴う住所変更のご案内」をご確認ください。

今回は換地処分の公告日の翌日以降に、住所変更に係る各種通知を送付いたします。
なお、清算金や登記関係の手続につきましては、手続の時期になりましたら、別途お知らせいたします。

